

平成 21 年度

財政資金対民間収支見込み

理財局国庫課長 古谷 雅彦

1. はじめに

「予算に基づく財政資金対民間収支見込み」は、昭和 27 年から、予算委員会において財務大臣が予算の提案理由説明を行う際に「予算に関する参考資料」として毎年国会に提出している。この見込みは、予算提出の段階で当該予算年度における国と民間との間の受払が受取超過となるのかあるいは支払超過となるのか、またその額はいくらかと見込んで示している。

今回国会に提出した平成 21 年度予算に基づく財政資金対民間収支見込みの計数は別表 1 のとおりである。本稿では、この平成 21 年度予算に基づく財政資金対民間収支見込みの概要について説明したい。

2. 財政資金対民間収支の概説

国が民間から現金を受け入れれば民間の通貨

(別表 1) 予算に基づく財政資金対民間収支見込み

(△印は支払超過、単位：億円)

区 分	平成 20 年度見込み	平成 21 年度見込み
一 般 会 計	2,190	0
食料安定供給特別会計	△ 120	△ 400
財政投融资特別会計	△ 4,730	△ 5,940
外国為替資金特別会計	13,300	△ 4,510
そ の 他	291,950	△ 8,950
合 計	302,590	△ 19,800

(注) 1. 「その他」は、「一般会計」等上記に掲げる会計以外の特別会計等の計数の合計である。
2. 各会計等の見込額は、国庫内振替収支を含む。

量は減少し、逆に国から民間に支払えば民間の通貨量は増加する。国庫金の受払がなされる時期は様々である¹。この国庫金の受払は 1 日当たりの受払金額も大きい(別表 2) ことから、金融市場にも多大な影響を与えている。国の財政と民間との間の受払を集計したものが財政資金対民間収支であり、財政活動に伴う通貨量の増減に関する情報として国民に提供しているものである。(なお、本稿では「財政資金対民間収支」を「対民収支」と略称することにする。) この対民収支には窓口収支と実質収支の 2 種類

¹ 例えば、租税や年金保険料の受入は毎月第 2 営業日(前月末が休日の場合は第 3 営業日)であり、年金の定時払は偶数月の 15 日(15 日が休日の場合はその前営業日)となっている。

(別表2) 平成20年度財政資金主要項目別受払日一覧

区 分		4 月	5	6	7	8	9	10		
受 入	保 険	年 金	2日 1.7兆円	2日 1.9兆円	4日 1.5兆円	2日 1.8兆円	4日 2.5兆円	3日 2.2兆円	2日 1.8兆円	
		勞 働		旧年度精算 分及び第1回 概算納付分 22日0.7兆円					第2回概算 納付分2日 0.6兆円	
	租 税	法人税・消費税		2日 1.4兆円	2日 1.6兆円	3月期決算分 4日 5.3兆円	2日 1.3兆円	4日 1.9兆円	3日 1.7兆円	2日 1.4兆円
		所 得 税	源泉分	14日 0.8兆円	14日 0.6兆円	12日 0.6兆円	賞与分 14日 2.3兆円	賞与分 13日 0.8兆円	12日 0.6兆円	15日 0.6兆円
			申告分	確定申告分 (振替納税分) 24日 1.4兆円						
	国 債	個人向け		15日 0.4兆円			15日 1.0兆円			15日 0.4兆円
		2 年		15日 1.7兆円	15日 1.7兆円	16日 1.7兆円	15日 1.7兆円	15日 1.7兆円	16日 1.8兆円	15日 1.9兆円
		その他		4日 1.9兆円	20日 3.5兆円	20日 6.4兆円	11日 2.1兆円	25日 2.0兆円	22日 5.3兆円	21日 2.1兆円
	財政投融资			機関貸元 利回収 7日 2.7兆円			機関貸元 利回収 4日 1.5兆円		地方貸元 利回収 29日 2.4兆円	
	政府短期証券 (2ヶ月程度)		15日 3.0兆円		13日 3.0兆円		15日 3.0兆円		15日 3.0兆円	
支 払	交 付 金	運営費(独立行政法 人・国立大学法人)		2日 0.3兆円			2日 0.3兆円		2日 0.3兆円	
		地方交付税 (普通・特別)		普通交付税 2日 3.3兆円		普通交付税 4日 3.6兆円			普通交付税 3日 3.6兆円	
		地方特例		7日 0.1兆円					3日 0.3兆円	
		地方道路譲与税 石油ガス 自動車重量				30日 0.2兆円				
	恩 給		4日 0.2兆円			4日 0.2兆円			6日 0.2兆円	
	保 険	年 金 勞 働		15日 6.1兆円		13日 6.2兆円		15日 6.2兆円	15日 6.4兆円	
		国 債		15日 1.7兆円	15日 1.7兆円	20日 10.5兆円	10日 2.3兆円	11日 2.3兆円	22日 9.2兆円	15日 1.7兆円
	財政投融资			地方貸 27日 1.1兆円		預託金払戻 4日 1.5兆円			預託金払戻 20日 1.3兆円	
	政府短期証券 (2ヶ月程度)			2日 3.0兆円	4日 3.0兆円		4日 3.0兆円		2日 3.0兆円	

(注1) 4月から1月までは実績、2月から3月までは19年度実績と20年度予算から見込んだもの。

(注2) 国庫短期証券として発行。

財政資金対民間収支見込み

11	12	1	2	3	月を定めている規程	受：期限を定めている規程 払：特定日を定めている規程
5日 1.8兆円	3日 1.6兆円	7日 1.6兆円	4日 3.1兆円	4日 1.9兆円		厚生年金保険法 §83 国民年金法 §91
	第3回概算 納付分 2,3日 0.6兆円					労働保険の保険料の徴 収等に関する法律 §15, 18, 19
5日 1.4兆円	3月期中間分 3日 4.4兆円	7日 1.1兆円	4日 1.5兆円	4日 2.4兆円		法人税法 §71, 74, 76, 77 消費税法 §42, 45, 48, 49
12日 0.6兆円	12日 0.6兆円	賞与・年末調整 15日 1.2兆円	13日 0.5兆円	12日 0.6兆円		所得税法 §183, 190
				確定申告分 収納 18日 0.2兆円		所得税法 §128
		15日 0.5兆円				財務省告示
17日 1.9兆円	15日 1.8兆円	15日 1.8兆円	16日 2.2兆円	16日 2.0兆円		財務省告示
14日 2.1兆円	22日 6.4兆円	19日 2.3兆円	16日 2.0兆円	23日 6.5兆円		財務省告示
				地方貸元利 回収 27日1.4兆円		
	15日 2.5兆円			23日(注2) 2.5兆円		
		7日 0.4兆円				
普通交付税 5日 3.6兆円	特別交付税 3日 0.2兆円			特別交付税 12日 0.7兆円	地方交付税法 §16	
					地方特例交付金等の 地方財政の特別措置 に関する法律 §9	
28日 0.3兆円				31日 0.2兆円	地方道路譲与税法 §4 石油ガス §3 自動車重量 §3	
	1月分繰上払 5日 0.2兆円				恩給給与規則 §29	恩給給与細則 §10の2
	15日 6.2兆円		13日 6.2兆円		厚生年金保険法 §36 国民年金法 §18 労働者災害補償保険法 §9	各業務方法書
17日 2.0兆円	22日 9.4兆円	15日 2.2兆円	16日 2.1兆円	23日 8.0兆円		財務省告示
預託金払戻 5日 1.2兆円	預託金払戻 5日 1.4兆円	預託金払戻 20日 1.1兆円		預託金払戻 5日 0.8兆円		
	3日 3.0兆円		4日 2.5兆円			

がある。窓口収支は、国庫金が日本銀行の窓口を出入りした時点で受払を集計したものであるのに対し、実質収支は、窓口収支に国庫内振替収支²を加えたものである。

財務省では、原則として毎月1日に当月の対民収支見込みを報道発表している³が、これは窓口収支である。

これに対し、予算に基づく対民収支見込みは実質収支である。予算は各会計の歳入歳出として、窓口収支、国庫内振替収支の区別なく計上されている。このため、対民収支を予算に基づき作成する場合には実質収支による必要がある。また、対民収支を各会計の実態的な動きと関連付けてみようとする場合には実質収支の方が便利である。予算審議の参考として国会に提出される予算に基づく対民収支見込みを実質収支としているのはそのためである。

3. 前提

予算に基づく対民収支見込みは、予算提出の段階で翌年度の対民収支を推計するわけであるから、当然ながら種々の前提をおいている。

(1) 歳出繰越

予算の支出に際しては、明許繰越・事故繰越・継続費年割額の通次繰越の規定に基づき、特定の費目につき、当年度の支出残額を翌年度へ繰り越すことが認められており、年度によって金額は異なるものの、毎年度、歳出繰越が行われている。しかしながら、この繰越額を予め見込むことは困難であることから、予算提出の

段階では、前年度からの繰越額と、翌年度への繰越額を同額とおいている。

例えば一般会計では、20年度から21年度への歳出繰越については、既に実績が判明している19年度から20年度への歳出繰越2兆755億円と同額とし、21年度から22年度への歳出繰越もこの2兆755億円と同額とおいている。

(2) 出納整理期間中の受払

対民収支は4月から翌年3月末までの現金収支であるので、ある年度の対民収支には、前年度の出納整理期間中の受払が当年度に含まれる（前年度からずれ込む）とともに、当年度の出納整理期間中の受払は除かれる（翌年へずれ込む）ことになる。この前年度からのずれ込みと翌年度へのずれ込みは、現実にはその額は異なるが、予算提出の段階でそれを見込むことは困難なので、両者を同額とおいている。

一般会計では、20年度から21年度へのずれ込みについては、既に実績が判明している20年度第3四半期までの実績及び20年度補正予算を前提として、収入18兆3,858億円、支出5兆2,008億円と推計している。また、21年度から22年度へのずれ込みについても上記と同額、すなわち、収入18兆3,858億円、支出5兆2,008億円とおいている。

(3) 新規剰余金

剰余金は、歳入面では租税その他の自然増収から生じ、歳出面では不用から生ずる。本見込みにおいては、歳入歳出ともに予算どおり執行されるものとして、21年度新規剰余金は0とおいている。

² 国庫内にある会計相互間の受払収支のこと。

³ <http://www.mof.go.jp/1c013.htm>

また、前々年度新規剰余金のうち、前年度補正予算に計上した額の残額が当年度予算の歳入に計上された場合には、予算上は当年度の収入となるが、実際には前年度において増収等により現金の受入が行われており、当年度においては既に国庫にある現金が支出されることになるので、対民収支上は支払超過要因となる。しかし、一般会計では、19年度新規剰余金6,319億円は20年度補正予算に全額計上され、21年度予算には計上されなかったため、これも0となる。

(4) 予備費

予備費については、一般会計においては全額使用と前提をおいている。また、特別会計においては、原則として⁴過去5か年の平均使用率に基づき、一定額は未使用と前提をおいている。

(5) 日本銀行の短国売買オペ

日本銀行がオペにより買入れた短期国債（割引短期国債及び政府短期証券）がそのまま満期を迎え日本銀行に償還された場合には、国庫対日銀収支⁵に計上され、その分対民収支における国債償還額（対民国債償還額）が減少し、対民収支上の受取超過要因となる。しかしながら、予算年度において日銀オペがどのくらい行われ、それに伴う日銀への国債償還がいくらとなるかを予め見込むことは困難であることから、予算年度における日銀オペは0とおいている。

したがって、21年度見込みにおいては、民間に対して発行された国債のうち、21年度中に満期を迎えるもの全てを対民収支に計上している。一方、20年度見込みにおいては、第3四

半期までの実績値を前提として、オペによる対日銀国債償還額を15兆6,940億円と推計しており、対民国債償還額が同額減少することとなる。

短期国債の発行・償還については、割引短期国債は「その他」、政府短期証券のうち食糧証券は「食料安定供給特別会計」、外国為替資金証券は「外国為替資金特別会計」等それぞれの項目に計上しているが、日銀オペによる対民国債償還額の減少は「その他」に一括して計上している。このため、20年度における「その他」の見込みが21年度に比べ大幅な受取超過となっている。「その他」の20年度見込みと21年度見込みの計数が大きく相違するのは、この日銀オペに関する前提が要因の一つとして挙げられる。

4. 推計

(1) 一般会計

21年度においては、上記3.の前提の下、繰越歳出や出納整理期間中の受払は、20年度からのずれ込みと22年度へのずれ込みが同額となり0となる。剰余金についても19年度新規剰余金が全額20年度補正予算の歳入に計上され、21年度予算には計上されなかったため0となる。このため、21年度については、受取と支払が均衡し0となる。

一方、20年度については、前年度剰余金の使用や出納整理期間の収支のずれ込み等を第3四半期までの実績を基に推計し、2,190億円の受取超過と見込んでいます。

⁴ 政府短期証券発行会計については、全額使用と前提をおいている。

⁵ 国と日本銀行との間の受払収支のこと。

(2) 食料安定供給特別会計

21年度においては、食糧証券は限度額（8,305億円）まで年度越えで市中発行する予定であり、これと20年度に年度越え市中発行する食糧証券の償還額との差額2,120億円が受取超過となる他、一般会計からの受入や米麦売払収入等9,650億円が受取超過となる。しかし、米麦買入費や農業経営安定事業費支出等1兆2,170億円の支払超過がそれを上回ることから、21年度については400億円の支払超過と見込んでいる。

20年度についても、農業経営安定事業費支出等の支払超過が、食糧証券の年度越え市中発行等の受取超過を上回ることにより、120億円の支払超過と見込んでいる。

(3) 財政投融资特別会計

21年度においては、財政融資資金勘定では、預託金の新規預託・払戻△5兆6,760億円、公債（財投債）の発行・償還△10兆2,190億円及び一般会計繰入△4兆2,350億円の支払超過が、貸付金等の貸付・回収18兆2,170億円や21年度利益1兆3,590億円の受取超過を上回ることから、5,540億円の支払超過となる。なお、財政融資資金証券の発行（限度額15兆円）が予定されているが、年度越え発行の予定がないので、年度を通じれば収支には影響しない。投資勘定では、政府関係機関等への出資金等により400億円の支払超過となる。このため、21年度については特会全体で5,940億円の支払超過と見込んでいる。

20年度についても、財政融資資金勘定で、預託金払戻等の支払超過が貸付金回収等の受取超過を上回ることから3,870億円の支払超過となり、投資勘定も860億円の支払超過となることにより、特会全体で4,730億円の支払超過と

見込んでいる。

(4) 外国為替資金特別会計

21年度においては、外国為替資金証券（為券）は限度額（140兆円）まで年度越えで市中発行する予定であり、これと20年度に年度越え市中発行する為券の償還額等との差額3兆570億円が受取超過となる他、財政融資資金預託金払戻等2兆6,130億円が受取超過となる。しかし、一般会計繰入や財政融資資金預託等6兆1,210億円の支払超過がそれを上回るため、21年度については4,510億円の支払超過と見込んでいる。

一方、20年度については、為券の年度越え市中発行等の受取超過が、一般会計繰入等の支払超過を上回ることにより、1兆3,300億円の受取超過と見込んでいる。

(5) その他

「その他」には、上記(1)～(4)以外の特別会計等の収支の合計を記載している。この中で特に収支が大きいのは、国債整理基金特別会計である。

21年度においては、国債整理基金特別会計では、他会計からの受入等64兆8,140億円と借換債市中発行72兆2,850億円の計137兆990億円が受取超過となるが、借入金償還等36兆5,210億円と対民国債償還100兆9,500億円の計137兆4,710億円の支払超過がそれを上回ることから、特会全体では3,720億円の支払超過と見込んでいる。

その他の特別会計では、交付税及び譲与税配付金特別会計や労働保険特別会計等の支払超過により、3,290億円の支払超過と見込んでいる。

これらの合計から、上記(1)～(4)に含まれ

る対日銀収支等（注）の受取超過1,940億円⁶を控除すると、「その他」全体では8,950億円の支払超過となる。上記3.の前提のとおり、日銀オペによる対民国債償還額の減少は0とおき、21年度については「その他」全体で8,950億円の支払超過と見込んでいる。

また、20年度については、国債整理基金特別会計では、借換債市中発行等159兆4,050億円の受取超過が、対民国債償還等145兆20億円の支払超過を上回るため14兆4,030億円の受取超過となる。その他の特別会計では8,410億円の支払超過と見込んでおり、これらの合計から、上記（1）～（4）に含まれる対日銀収支等の受取超過610億円を控除し、さらに、日銀オペによる対民国債償還額の減少分15兆6,940億円を加算すると、「その他」全体では29兆1,950億円の受取超過となる。

（注） 予算には歳入歳出ともに対日銀収支を含んでいるが、対民収支においては通常（窓口収支、実質収支ともに）対日銀収支を含まない。一方、予算に基づく対民収支見込みにおいては、財政の動きを実態的に把握し、国会審議に役立てようという観点から作成していることから、上記（1）～（4）の見込額には対日銀収支を含んでいる。しかしながら、対日銀収支を含めると財政資金の動向は把握しやすくなる反面、対民収支の収支尻を適切に把握することが困難となることから、上記各項目の見込額に含めた対日銀収支等を「その他」において一括して控除している。

5. おわりに

以上を総計すると、予算に基づく対民収支の21年度見込みは、1兆9,800億円の支払超過と見込まれ、20年度見込みは30兆2,590億円の受取超過と見込まれる。

この見込みは、21年度においては、財政が1兆9,800億円の通貨量増加要因となっており、20年度においては、財政が30兆2,590億円の通貨量減少要因となっていることを意味している。

なお、この予算に基づく対民収支見込みは予算審議の参考として作成しているため、年度単位で見込んでいる。金融市場関係者の立場からは、季節波動や日足に興味があるかと思われるので、21年度の季節的要因の日付を表にまとめてみた（別表3）。あくまで現時点での見込みであり、今後の状況により変わらうものであることをご了解の上ご活用いただきたい。

（以上）

※ 文中の意見に関わる記述は筆者の個人的な見解である。

⁶ 国が日本銀行から受け取る法人税や納付金等と国が日本銀行に支払う国債利子等の合計1,940億円。

(別表3) 対民収支の季節的要因の日付 (平成21年度見込み)

(単位：兆円)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
季節的要因	受要因 ・2ヶ月程度の国庫短期証券の発行(15日) ・申告所得税の受入(24日)		・2ヶ月程度の国庫短期証券の発行(15日) ・法人税(3月期決算法人)の受入(3日)	・源泉所得税(夏期賞与)、労働保険料(精算分、第1回概算納付)の受入(14日) ・源泉所得税(夏期賞与)の受入(12日) ・申告所得税(第1期分)の受入(4日)	・2ヶ月程度の国庫短期証券の発行(14日) ・源泉所得税(夏期賞与)の受入(12日) ・申告所得税(第1期分)の受入(4日)		・2ヶ月程度の国庫短期証券の発行(15日)	・労働保険料(第2回概算納付)の受入(5日)	・2ヶ月程度の国庫短期証券の発行(15日) ・申告所得税(2期分)の受入(2日) ・法人税(3月期決算法人中間納付)の受入(2日)	・源泉所得税(年末賞与)の受入(14日)	・労働保険料(第3回概算納付)の受入(3日)	・2ヶ月程度の国庫短期証券の発行(3日) ・法人税(12月期決算法人)の受入(3日)
	払要因 ・年金定時払(15日) ・地方特例交付金の交付(2日) ・普通交付税(第1回分)の交付(2日)		・年金定時払(15日) ・普通交付税(第2回分)の交付(3日) ・2ヶ月程度の国庫短期証券の償還(3日)	・国債償還、利払(23日) ・年金定時払(15日) ・普通交付税(第2回分)の交付(3日)	・年金定時払(14日) ・2ヶ月程度の国庫短期証券の償還(4日)	・地方特例交付金の交付(2日) ・普通交付税(第3回分)の交付(2日)	・国債償還、利払(24日) ・普通交付税(第3回分)の交付(2日)	・年金定時払(15日)	・普通交付税(第4回分)の交付(5日)	・国債償還、利払(21日) ・年金定時払(15日) ・特別交付税(第1回分)の交付(2日) ・2ヶ月程度の国庫短期証券の償還(2日)	・年金定時払(15日)	・国債償還、利払(23日) ・特別交付税(第2回分)の交付(12日)
	収支尻 17~19年度 3年平均 受超過 (1.3)	受超過 (8.3)	支超過 (△5.4)	受超過 (10.6)	受超過 (4.7)	受超過 (1.1)	受超過 (2.4)	受超過 (4.3)	支超過 (△1.9)	受超過 (11.4)	受超過 (4.9)	支超過 (△3.0)

(注) △印は支払超過を示す。季節的要因の日付は、21年度見込みであり、受払いが比較的大きいと予想される日。

